

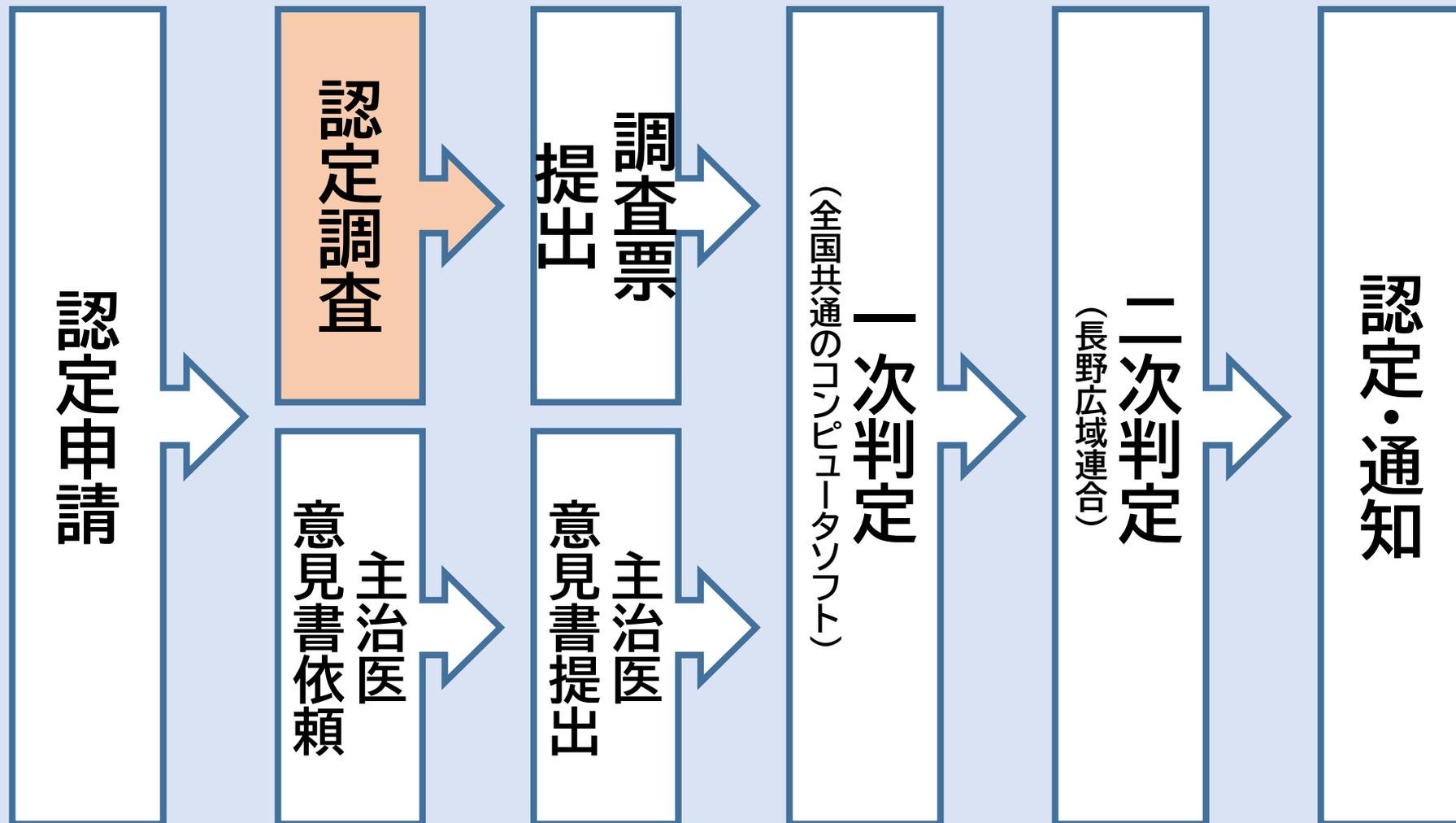
2月9日 政策説明会まで
非 公 開

あんしんいきいきプラン21 に基づく認定調査の方針

《直営から委託へ》

保健福祉部 介護保険課

要介護・要支援認定の流れ



法定期間30日

介護認定調査員数と配置

年度	直営調査件数	調査員数
H19	15,646件	31人
H20	15,813件	31人
H21	15,846件	31人
H22	19,925件	32人
H23	19,199件	33人
H24	18,265件	37人
H25	19,183件	37人
H26	19,616件	37人
H27	20,921件	38人
H28	20,742件	39人
H29	19,956件	38人
H30	18,661件	35人
R元	18,684件	35人
R02	12,224件	34人
R03	11,261件	32人
R04	10,937件	30人



現状:直営による調査

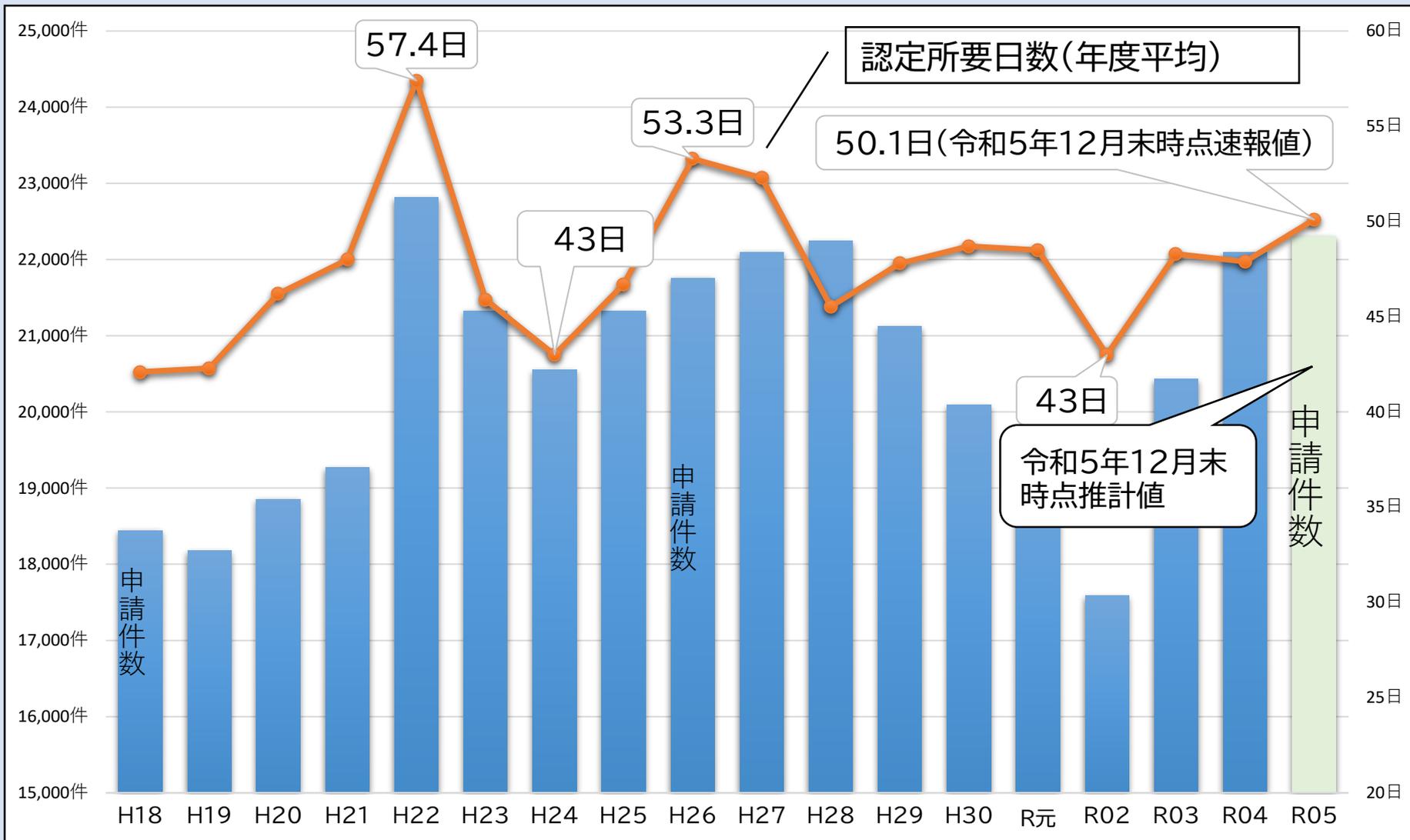
適切な介護サービスにつなげるため、公平・公正で客観的な調査
=保険者(市)の認定調査員による調査を実施(※一部市外等は委託)

後期高齢者の増加に伴い要介護認定者数が増加

- 認定調査員の確保が困難
- 調査可能件数の限界
 - ⇒調査実施が遅れ、認定結果までに時間を要す
 - ⇒被保険者(市民)の介護サービス利用に影響

公平・公正かつ迅速に要介護認定調査を行える体制整備が必要

申請件数と認定所要日数の関係



※令和2年度から令和4年度は、新型コロナウイルス感染症に係る有効期間延長措置による影響

指定市町村事務受託法人の指定開始

長野県: 令和5年度「長野県指定市町村事務受託法人の指定等に関する要綱」制定

- 県指定により、法人による適正な調査体制・公正な調査を担保
- 法人による調査は件数の増減に柔軟な対応可能

※ 委託状況: 中核市26市/62市 県内では松本市・安曇野市も検討中

被保険者
(市民)

- 申請から認定調査までの期間短縮
- 直営調査と同質の公平公正な認定調査

法人の
認定調査員

- 直行直帰型のフレックス勤務
- 業務量に応じた報酬(成果報酬型)

効果

認定調査体制の整備方針

整備目的

認定件数の増加に対応した調査体制の構築

◎指定市町村事務受託法人への委託開始

認定調査の質・量を担保し、委託体制の早期整備により認定件数の増加に対応

令和6年度から委託開始(長期継続契約3年間)

3年かけ段階的に調査を委託へシフト

◎新しい直営調査体制

現直営調査体制からの円滑的な移行

直営認定調査員の段階的減員(調査員の意向確認し実施)

直営調査拠点:6拠点から1拠点に集約

認定調査体制の整備計画

内 容	R05年度		R06年度		R07年度		R08年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
委託契約		 入札予定業者 債権者登録	 令和6年 6月公告 入札 開札	 初期契約期間：令和6年7月～令和9年3月				 次期契約準備
委託件数	—		4,000件		11,000件		14,500件	
認定調査員 (直営)	34人 本庁・支所6拠点体制				17人		9人 本庁1拠点体制へ	
その他	 長野県への 指定申請							

指定市町村 事務受託法人

調査の実施主体

【調査対象申請区分】

新規・更新・変更

【対象範囲】

市内全域＋近隣市町村

時間外の調査も含め、調査の実施主体として幅広く対応

保険者(市) 直営調査

緊急・困難案件

【調査対象申請区分】

新規・更新・変更

【対象範囲】

緊急案件等

認定調査の漏れを防ぐため
補完的に実施